令和７年（ヒ）第１０３号

鹿児島市平之町10番15号　グランフォーレ高見馬場1102
清算株式会社　株式会社薩摩製作所
代表清算人　篠原　秀嗣

1　決定年月日　令和８年１月23日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　清算株式会社は、資産を有しないことから、本協定認可決定の日付で債権者から債務の全額について免除を受ける。
　2　本協定認可決定の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を債権者に支払う。
　　この場合においては、債権者らが前項の規定により行った残債の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
　3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

鹿児島地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

監督命令取消

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第１号

広島県廿日市市峠10245番地37
再生債務者　株式会社イシカワ

決定の要旨　令和８年１月５日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和８年１月22日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始